

## 中小企業共同型ものづくり支援事業 F A Q

## 1 補助事業者の要件関連

	質 問	回 答
1	企業組合の構成事業所ですが、申請できますか。	企業組合の構成事業所は、一事業者と認めております。決算書は企業組合から構成事業所の内訳をもらってください。
2	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。	申請は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で一応募としてください。
3	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。
4	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。
5	これから起業する個人又は法人が、グループの構成企業として、又は単独で提案可能ですか。	提案時には住民票の写を提出いただき、開業後に開業届控の写しを、法人設立後に履歴事項全部証明書を出してください。 （※P6「応募手続」参照のこと） なお、この場合、交付決定は個人開業等の確認（証明書類を添付して提出）以降とし、確認日以降の支出のみを補助対象とします。 また、本条件を満たさない場合は、グループ事業全体の評価にも影響しますので、確度の高い計画であることが必要です（提案書中に、設立予定時期等を記載願います。）。
6	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届を提出することで、補助事業を継続することができます。
7	平成30年度「企業の森・産学の森」推進事業にグループ構成企業として採択されましたが、弊社は本事業期間中に、補助金を受けない前提で参画しました。今年度、シェアリング事業に応募することは可能ですか。	平成30年度「企業の森・産学の森」推進事業、中小企業共同型ものづくり支援事業、次世代地域産業推進事業でグループ構成企業として採択された場合でも、事業実施期間中に補助金交付を受けない前提で参画した企業は令和元年度シェアリング事業に応募可能です。 ※平成30年度上記事業で補助金の交付決定を受けた場合でも、令和元年度に補助金を受けない前提でグループ構成企業として参画することは可能です。 ※平成30年度中小企業シェアリング拡大事業に採択された企業は令和元年度シェアリング事業に応募可能です。

8	平成29年度京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業に採択され、補助金の交付を受けました。今年度、シェアリング事業に応募することは可能ですか。	平成29年度以前に補助金事業に採択された事業者は応募可能です。ただし、平成30年度「中小企業共同型ものづくり支援事業」、「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「企業の森・産学の森」推進事業、「小規模製造業設備投資等支援事業」、「次世代地域産業推進事業」に採択された事業者は令和元年度シェアリング事業に応募できません。
---	--	---

## 2 他の補助金との相違等関連

	質 問	回 答
1	「企業の森・産学の森」推進事業との制度上の主な違いは。	単なる企業のグループ活動の域を超え、中小企業同士の生産の連携・一体化の実現を目的としている先進的な取組を求めている、 ・評価基準 ・補助率（量産設備等も含めて一律1/2） などの点が異なります。
2	同一の企業が異なる事業計画で別々の企業グループを構成した場合、各々応募は可能か。	両者の経費に重複のないよう、明確に区分できる場合は、応募可能ですが、同一事業者が重複して採択及び交付決定を受けることはできません。
3	いずれも府内本社中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社のグループで応募した場合、補助金交付はどうなるか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。 ※上記における「子会社」とは、資本関係や役員構成などにより、実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合を指します。

## 3 対象経費関連

	質 問	回 答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何かが必要か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。

※その他ご不明な点があれば、提出先にご相談ください。